

自転車も罰則の対象です。

運転中のながらスマホの禁止

自転車等を運転しながらの通話や画面注視などは罰則の対象です。
※停止中のスマホ等の操作は対象外

違反者は、

⇒ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は、

⇒ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転等の禁止

自転車等の運転者のほか、車両の提供者や同乗者、酒類の提供者も罰則の対象です。

違反者は、

⇒ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

⇒ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

⇒ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



悪質な自転車運転者の講習義務

3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返した者に対し、公安委員会は自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるよう命令することができます。受講しなかった場合には5万円以下の罰金が科せられます。

- | | | |
|------------------|--------------------|-----------------------------|
| • 信号無視 | • 交差点での優先道路通行車の妨害等 | • 酒酔い運転 |
| • 通行禁止違反 | • 右折時の直進車等優先車妨害 | • 安全運転義務違反 |
| • 歩行者用道路での歩行者妨害 | • 環状交差点安全通行義務違反等 | • 妨害運転 |
| • 通行区分違反 | • 一時停止違反 | • スマホ等のながら運転 ^{New} |
| • 路側帯での歩行者妨害 | • 歩道での歩行者妨害等 | • 酒気帯び運転 ^{New} |
| • 遮断機が下りた踏切への立入り | • ブレーキ不備の自転車運転 | |

これらは
全て違反行為です。
自転車は、正しく安全に
利用しましょう！